

(宇宙の状況の監視に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、宇宙の安全のために行われる宇宙の状況の監視に係る役務の提供及び情報の共有に関し日本国政府の代表者とアメリカ合衆国政府の代表者との間で行われた最近の討議に言及する光栄を有します。

本大臣は、更に、宇宙空間の平和的な探査及び利用の分野において両政府の間に引き続いて存在する相互に有益な関係を考慮し、並びに合衆国法律集第十卷第二千二百七十四節において「合衆国、合衆国の機関及び下部機関並びに合衆国のために行動する個人、商会、社団その他の者は、宇宙の状況の監視に係る役務若しくは情報（この節の規定に従って提供されるものであるか否かを問わない。）の提供若しくは受領又はこれに関連するあらゆる作為若しくは不作為から生ずるあらゆる訴訟の原因について、いかなる裁判所における訴訟からも免除される。」と規定していることに留意して、日本国政府に代わって次の取極を提案する光栄を有します。

1 アメリカ合衆国政府は、日本国政府から宇宙物体（宇宙物体の打上げ機を含む。）の軌道に関する役務及び情報（以下「宇宙状況監視役務等」という。）に関する要請を受けた場合には、国家安全保障上の利益に合致する限りにおいて、宇宙状況監視役務等を日本国政府に提供することができる。

2 1の規定により行われる協力（以下「SSA協力」という。）は、この書簡の日付と同じ日に署名される了解覚書及び両政府の権限のある当局の間で行われる他の実施取決め条件に従い、実施される。日本国政府の権限のある当局は、内閣官房、国土交通省、防衛省及び文部科学省（同省は、施行されている法令に基づいて活動する独立行政法人宇宙航空研究開発機構と共に参加する。）並びに他の府省又は政府機関であつて外交上の経路を通じて確認されるものとする。アメリカ合衆国政府の権限のある当局は、国防省とする。

3 SSA協力の一環として交換される情報は、引き続き当該情報の起源となる政府に帰属するものとし、その提供を受ける政府により、許可されていない開示から保護される。

4 関連する権限のある当局は、SSA協力から又はSSA協力に関連して生ずることのあるいかなる問題についても、相互に受け入れることのできる解決を図るために協議する。そのような協議を通じて問題を

解決することができない場合には、相互に受け入れることのできる解決を図るために外交上の経路を通じて両政府間の協議が行われる。

5 両政府は、千九百九十五年四月二十四日にワシントンで署名された平和的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び代位請求に関する両政府間の同日付けの交換公文がこの取極に基づくSSA協力に適用されることを確認する。

6 SSA協力は、それぞれの国において施行されている法令及び利用可能な予算に従って実施される。

7 いずれの一方の政府も、他方の政府に対しこの取極を終了させる意思を少なくとも三十日の事前の書面による通告をもって外交上の経路を通じて表明することにより、いつでもこの取極を終了させることができる。この取極は、両政府間の相互の書面による合意により改正することができる。

本大臣は、更に、前記の取極がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本使は、更に、前記の取極がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであることをアメリカ合衆国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。